

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹西土木事務所)	810
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除 (山城北保健所)	805	公 安 委 員 会	
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	〃	○警備業法に基づく検定の実施	〃
○随意契約の相手方の決定 (指導検査課)	806	○機械警備業務管理者講習の実施	811
○道路の区域変更 (南丹土木事務所)	〃	選 挙 管 理 委 員 会	
公 告		○海区漁業調整委員会委員選挙等事務執行規程及び 京都府選挙管理委員会文書保存規程の一部を改正 する規程	812
○京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止 する条例の施行状況 (循環型社会推進課)	〃		
○一般競争入札の実施 (京都府営水道事務所)	807		

告 示

京都府告示第603号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和2年京都府告示第358号	八幡市橋本焼野7の2の一部、7の9の一部、7の11の一部、7の19の一部及び7の20の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	八幡市橋本焼野7の2の一部、7の11の一部、7の19の一部及び7の20の一部（次の図に示す部分に限る。）	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。

京都府告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大

臣から通知があった。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
綾部市小畑町五反40から46まで、46の1、46の2、47、81から84まで、正名8008の26から8008の43まで、8008の45から8008の52まで、8008の108、8008の111
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
五反43(次の図に示す部分に限る。)、44、45(次の図に示す部分に限る。)、46、46の2、81・正名8008の27・8008の28・8008の52(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第605号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量
京都府電子入札システム等SaaSサービス等提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府建設交通部指導検査課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和2年10月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社京都支社
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 5 契約金額
183,700,000円
- 6 契約の方法

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号



京都府告示第606号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和2年11月17日から令和2年12月1日まで縦覧に供する。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 枚方亀岡線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
亀岡市下矢田町君塚8から 亀岡市下矢田町四丁目1の4(右)まで	前	最小 7.0 m 最大 11.3	545.9 m
	後	最小 12.9 最大 16.0	

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、令和元年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	0

勸告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	15,080
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消しの件数	7

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。
 2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

- ア 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力 調達 一式
- イ 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力 調達 一式
- ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力 調達 一式
- エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で使用する電力調達 一式
- オ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場で使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 調達施設

- ア 京都府営水道事務所宇治浄水場
宇治市宇治下居64番地
- イ 京都府営水道事務所木津浄水場
木津川市吐師匠王寺
- ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場
京都市西京区御陵大原11番地6
- エ 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所

木津川市吐師池ノ尻
 オ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場
 久世郡久御山町大字野村小字井ノ坪10番地

(5) 契約期間

契約日から調達期間の末日までを契約期間とする。
 なお、契約日から調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64番地

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774) 24-1522

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和2年11月17日（火）から令和2年12月8日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和2年京都府告示第14号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」—小分類「電力」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和2年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が

「適合」の通知を受けた者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(3)のアと同じ。
- (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

- (3) 確認通知
入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)と同じ。

(イ) 提出書類
原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限
令和2年11月25日（水）午後5時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望

するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部エネルギー政策課エネルギー政策係

電話番号 (075) 414-4298

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和2年11月25日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和3年1月18日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和3年1月19日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和3年1月18日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和3年1月19日（火）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のアからオまでのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のアからオまでのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否
要する。

8 入札保証金
免除する。

9 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他
(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る令和3年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Supply of electricity for the Uji water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - b. Supply of electricity for the Kizu water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
 - c. Supply of electricity for the Otokuni water purification plant by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

Office

d. Supply of electricity for the Kizu raw water transmission pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

e. Supply of electricity for the Kumiyama wide area pumps institution by Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Tuesday, November 17, 2020 to 5:15 PM on Tuesday, December 8, 2020

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, January 18, 2021 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, January 19, 2021

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Monday, January 18, 2021

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, January 19, 2021

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年11月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市欽明台西22の2の一部、22の3の一部、22の13、枚方市長尾荒阪2丁目4037の3の一部、4037の6

(関連区域)

八幡市欽明台西119の一部、枚方市長尾荒阪2丁目4037の4の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

交野市私部5丁目22の6

株式会社橘産業

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

福知山市長山町5の一部

(関連区域)

福知山市長山町4の一部、大池坂町167の一部、168の1の一部、中坂町5の一部、13の1の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市北区大淀中一丁目1の30

積水ハウス不動産関西株式会社

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第161号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年11月17日

京都府公安委員会

委員長 平 林 幸 子

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	令和3年2月17日（水）	午前9時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和3年3月13日（土）		

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和3年1月13日（水）から令和3年1月15日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和3年1月20日（水）から令和3年1月22日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通
 - b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真（検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(イ) 4の(2)として申請する場合

その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料（16,000円）は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

京都府公安委員会告示第162号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年11月17日

京都府公安委員会
委員長 平林 幸子

1 講習実施期間

令和3年1月26日（火）から令和3年1月29日（金）まで（実施時間は、午前9時15分から午後5時までとする。）の4日間

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 講習定員

15人

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

- ア 受付期間
令和2年12月7日（月）から令和2年12月9日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。
- イ 申込先等
 - (ア) 申込先
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）
なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
 - (イ) 申出事項
申込みに際しては、次の事項を申し出ること。
 - a 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
 - b 連絡先電話番号
 - c 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称
- ウ 受講者決定の通知
受講者に決定した者に対する通知は、令和2年12月11日（金）午後5時までに、電話により行う。
- (2) 受講申込書の提出
受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。
 - ア 提出期間
令和2年12月16日（水）から令和2年12月18日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。
 - イ 提出書類
 - (ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通
 - (イ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、受講者本人の委任状 1通
 - ウ 提出先
受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）
 - エ 提出方法
受講者に決定した者又はその代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。
- 5 受講手数料
受講手数料（39,000円）は、講習初日の受付の際に、京都府収入証紙により納付すること。
- 6 講習の委託先の名称及び所在地
一般社団法人京都府警備業協会
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階
- 7 問合せ先
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

選挙管理委員会

海区漁業調整委員会委員選挙等事務執行規程及び京都府選挙管理委員会文書保存規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年11月17日
京都府選挙管理委員会
委員長 伝 宝 和 平

京都府選挙管理委員会規程第8号

海区漁業調整委員会委員選挙等事務執行規程及び京都府選挙管理委員会文書保存規程の一部を改正する規程

（海区漁業調整委員会委員選挙等事務執行規程の一部改正）

第1条 海区漁業調整委員会委員選挙等事務執行規程（昭和41年京都府選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

最高裁判所裁判官国民審査等事務執行規程
目次中 「第2章 海区漁業調整委員会委員選挙
第3章及び第4章 削除

（第4条—第6条）を「第2章から第4章まで 削除」に改める。

第2章から第4章までを次のように改める。

第2章から第4章まで 削除

第4条から第12条まで 削除

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

第1号様式から第6号様式まで 削除

（京都府選挙管理委員会文書保存規程の一部改正）

第2条 京都府選挙管理委員会文書保存規程（平成9年京都府選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

9 海区漁業調整委員会委員選挙	0 一般	5
	1 選挙会	永
	2 立候補	5
	3 投・開票	5
	4 選挙用資材	5
	5 臨時啓発	5

10市町村選挙	0 議会議員選挙	5
	1 市町村長選挙	5
11政治資金	0 一般	5
	1 政治団体	5
12政党助成	0 一般	5
	1 政党交付金	5
13啓発	0 一般	5
	1 啓発事業	5
14明るい選挙推進協議会	0 一般	5
	1 委嘱等	(永)
	2 会議	5

等の一部を改正する法律（平成30年法律第95号）附則第15条第1項により令和3年3月31日まで延期された任期の間は、この規程による改正前の海区漁業調整委員会委員選挙等事務執行規程の規定は、なおその効力を有する。

3 令和3年度以前に完結した文書の保存については、なお従前の例による。

を

9 市町村選挙	0 議会議員選挙	5
	1 市町村長選挙	5
10政治資金	0 一般	5
	1 政治団体	5
11政党助成	0 一般	5
	1 政党交付金	5
12啓発	0 一般	5
	1 啓発事業	5
13明るい選挙推進協議会	0 一般	5
	1 委嘱等	(永)
	2 会議	5

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 海区漁業調整委員会委員に対する解職請求に関する事務、解職請求のために必要となる海区漁業調整委員会の選挙人名簿の据え置き、縦覧に係る告示、縦覧期間内の異議申立てに基づく修正等については、漁業法